

**社会資本整備審議会**  
**第2回歴史的風土分科会**

平成13年11月5日  
檀原ロイヤルホテル

## 開 会

事務局 現地視察、皆さま大変お疲れさまでございました。ただいまから社会資本整備審議会第2回歴史的風土分科会を開催させていただきます。

本日ご出席いただいております委員及び臨時委員は、総員16名中9名でございます。越澤先生は遅れていらっしゃるということでございます。社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日は特に諮問という案件はございません。前回以降の古都保存に係る状況、課題等についてご報告させていただきたいと思っております。

それでは早速ですが、議事に移らせていただきたいと思います。高階会長よろしくお願いたします。

会長 本日は、皆さま大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の視察は、委員及び臨時委員の皆さまに、明日香村の古都保存の現状を見ていただき、今後の審議の参考にしていただけたらと考えて計画したものでございます。今回の視察のためにいろいろとご尽力いただきました明日香村村長、大変ありがとうございます。御礼申し上げます。村長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

明日香村村長 委員の皆さん方におかれましては、大変公私ともお忙しい中、遠いところわざわざ明日香においでいただき、視察していただきまして、ありがとうございます。

この特別立法ができて20数年たっております。当初「凍結的保存」という言葉が出ました当時、我々の村はいろんな意味で、いい面と悪い面とが出ました。そういう関係上、第3次整備計画の中で、皆様方のおかげで「創造的活用」という言葉をいただきました。そのことを村の住民それぞれが理解いたしまして、村から自分たちで汗をかいてこの歴史的風土、遺跡等を守っていこうという気運ができてきております。

といたしますのも、いままで汗をかく場所がなくなってしまったという経緯もございましたので、大変ありがとうございます。今後これに懲りませず、皆様方にあたたかいご意見、そしてまたご指導いただきますことをお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

会長 どうもありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきますが、まず(1)政令の改正について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局 お手元に資料番号1～8まで資料が用意されております。「政令の改正について」という資料2についてご説明させていただきます。

この政令の改正につきましては、対象になります屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積に係る行為の規制ということで、その政令の改正についてでございます。先般、前回の分科会で7月16日にご審議していただいた内容で、その後の報告という形でございます。

平成13年7月16日付で、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長あてに諮問、そして歴史的風土分科会に対して審議の付託ということになっております。審議の結果、7月19日付で社会資本整備審議会会長に報告され、同日、同審議会会長から国土交通

大臣あてに答申されたということになっております。

この度の政令の改正の内容でございますけれども、まず最初に歴史的風土特別保存地区内における許可を要する行為に、「屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積」を追加したということでございます。これが古都保存法の施行令の2条2号でございます。

そして2番でございますけれども、この中で許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為を定めたところでございます。内容といたしましては、1つ目にありますように、屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積で、面積で10㎡以下であり、かつ高さが1.5m以下であるものを、「管理行為等」ということで、許可を要しない行為ということと位置づけてございます。

2つ目でございますけれども、建築物の存する敷地内で行う行為ということ、いわゆる建築敷地内の行為でございますけれども、その中で「管理行為等」とされている行為ということ、「屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積で、高さが1.5mを超えるものを除外した」とあります。除外したということとありますけれども、建築敷地内におきましても、高さが1.5m以上のものにつきましては許可の対象行為になるということとございます。

3番でございますけれども、許可の基準といたしまして、「当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと」ということで、許可の基準を施行令の6条13号で定めてございます。

2ページでございますが、いま説明いたしましたのは特別保存地区の中のお話でございます。これは歴史的風土保存区域の中でございますけれども、こちらも同じように政令の2条2号で、届出を要する行為ということ、「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」というものを定めてございます。

その中で届けを要しない通常の管理行為、軽易な行為ということ、面積が60㎡以下であり、かつ高さが1.5m以下であるものというものを入っております。

同様に建築敷地内のことにつきましても、高さが1.5mを超えるものということ、建築敷地内のものも対象にするということとございます。

3ページは参考と書いてございますけれども、この度の古都保存法の政令の改正と同時に、都市緑地保全法の中にあります緑地保全地区の中にある行為の制限、首都圏の近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律ということ、緑地保全地区、首都圏・近畿圏の緑地保全区域内、近郊緑地の保全区域内における同様の、「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」につきまして、許可の行為、届出の対象の行為を定めております。

簡単でございますが、以上でございます。

会長 引き続き、事務局より(2)のキトラ古墳について、ご説明をお願いしたいと思います。

事務局 資料3でございます。「国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区基本構想の概要について」ということで、ただいま現地のほうを見ていただきました。ご議論の時間を取るといってもございまして、簡単にご説明をいたしたいと思っております。

国営飛鳥歴史公園、飛鳥地方の概況というところに、飛鳥地方のことがまとめられておりまして、飛鳥歴史公園がいままで石舞台、甘樫丘、高松塚周辺、祝戸ということ、

4 地区で事業を行ってきておりまして、この度キトラ古墳周辺地区が平成 13 年から事業化という段取りになっております。

2 番にあります平成 10 年に発見されたというのは、若干誤植といいますが、玄武、青龍、白虎、星宿図が平成 10 年に発見されたということでございますが、キトラ古墳はその後の調査によりまして、学術上極めて高い価値があるということで、平成 12 年 11 月 17 日に特別史跡の指定を受けております。

ということで、平成 13 年 3 月 16 日、閣議決定がなされまして、飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備ということで、キトラ古墳周辺地区が国営飛鳥歴史公園の 5 つ目の地区ということで、約 14ha の面積で整備するということが決定いたしております。

閣議決定を受けまして、～、キトラ古墳周辺地区を国営飛鳥歴史公園の一部ということで、自然環境や田園環境等を考慮しながら、歴史的文化財としてのキトラ古墳の保存。歴史的文化財の利活用と体験的学習の場の整備。文化財の保存を担保するキトラ古墳周辺環境の整備。飛鳥の歴史的風土の保存と利活用。という 4 点を目的とした整備を行うこととされておるところでございます。

2 ページ以降、キトラ古墳周辺地区整備の基本的考え方、区域設定と続いてございますけれども、2 ページに大きく 4 項目ございまして、先ほど現地でご説明申し上げましたけれども、1 番目、キトラ古墳と周辺環境の保全・活用した体験的学習の場と機会の創出。2 番目、キトラ古墳周辺環境の保全。3 番目、飛鳥の歴史的風土の保全と活用。4 番目、国営公園として利活用性の高い空間形成を図る。ということで、3 ページ以降、これに応じた区域の設定がなされておることのご説明がされております。

5 ページ以降にゾーニングの説明がありまして、先ほど申し上げました基本的な方針に従いまして、5 ページの一番上でございますけれども、古墳及び周辺環境保全エリア、体験学習エリア、歴史的風土保全・活用エリア、情報案内エリア、という 4 つのエリアの構成になってございます。

そのへんの図面につきましては、2 枚めくっていただきますと、ゾーニングの計画図が出てまいります。真ん中の道路をはさみまして、歴史的風土保全活用エリア、歴史的体験学習エリア、古墳周辺環境保全エリア、情報案内エリアという 4 つのエリアが設定されてございます。

この公園につきましては、基本構想の委員会が平成 12 年度中に行われておりまして、平成 12 年 12 月までに 3 回基本構想の委員会が開かれて、構想が決定されております。構想が決定される過程におきましては、パブリックコメントということで、一般の方々からのご意見なども受けながら決定しているという状況でございます。

基本計画につきましては、これから委員会を設置いたしまして、これは今年の 11 月から実施する予定ということで、すぐ着手する予定でございますけれども、基本計画の策定に取りかかることになっております。

都市計画の手続でございますけれども、この 9 月 27 日に明日香村の都市計画審議会がございました。12 月 5 日、県のほうで都市計画審議会が予定されておりまして、この 12 月もしくは 1 月には都市計画の決定、告示まで至るという段取りで仕事を進めているところでございます。

以上でございます。

会長 続きまして、古都保存の現況について、まず神奈川県からご説明をお願いしたいと思います。

神奈川県 お手元の資料で、神奈川県における古都保存の現況の説明をさせていただきますと思います。

まず1の(1) 歴史的風土保存区域及び特別保存地区の指定状況でございますが、本県では鎌倉市及び逗子市内に歴史的風土保存区域が5区域 989ha ございます。そのうち特別保存地区が13地区 約570.6ha 指定されております。

(2) の規制区域内の行為申請につきましては、特別保存地区においては現状凍結を基本に、開発行為を厳しく規制しております。歴史的風土の保存を図っておるわけですが、行為の許可及び国等が行う行為については、同意の件数、平成12年度が30件となっております。ここ数年で年平均30～50件程度となっております。

許可及び同意した行為の多くは、寺社の境内の建物の建築及び急傾斜地等の防災に係わる公共工事でございます。

(3) の土地の買入れにつきましては、資料記載のとおりでございます。

2の今後の課題でございますが、まず第1点目に、土地の買入れ事業の拡大をいたしまして、土地の買入れ申出に対する、まだ対応していない部分について述べさせていただきますが、土地の買入れの申込みにつきましては、一時期に比ばましておさまっておりますが、まだまだたくさんございます。国のご理解にもよりまして、国費について毎年増額いただいた結果、いまだ買入れてない土地についても解消されてはいますが、平成12年度末では依然約19ha ございます。また、長引く不況の中、待機者の中からは、早期買入れについても要望が切迫したものとなっておりますことから、今後ともいまだ買入れてない土地の解消に努力していきたいと考えております。

第2点目は、買入れ地の活用でございます。本県が買入れました土地は年々増加をいたしまして、平成12年度末は50.9ha となっております。また、今後も増加が見込まれるわけですので、比較的まとまった買入れ地につきましては、古都の景観あるいは歴史とふれあうことができる場となるよう、法の趣旨を損なわない範囲で、散策路やベンチを設置し、県民をはじめ多くの方々にご利用していただきたいと考えておりますけれども、買入れ地は急傾斜地も多く、また、周辺の住民の方々の理解を得る必要もある、こういったことから地元との調整が難しい現状もございます。

また、買入れ地の維持管理につきましては、特に急傾斜地、山林あるいは崖地等では、台風あるいは降雪による倒木等によりまして、隣接する民家に被害が及ぶ事例もありますので、買入れ地の保存と災害防止のための施設整備を計画的に進めているところでございます。

また、通常の維持管理につきましては、おもに道路や民地に接した箇所の下草刈り、あるいは枝払い等を実施し、歴史的風土の保存に努めております。

特に資料はございませんが、前回のこの分科会でご指摘をいただきました、平成12年3月に拡大されました、歴史的風土保存区域の特別保存地区の指定に向けての現在の取り組み状況について簡単に報告をさせていただきます。

まず鎌倉市域の長谷・極楽寺保存区域の常盤山付近約2.5ha につきましては、市のほ

うで今回制定されました緑の基本計画というものがあるわけですが、この中にも特別保存区域とするということが明確に位置づけられました。こういうことを受けまして、地権者の理解の理解を得るべく、鎌倉市が調整を進めているところでございます。

また、この拡大区の隣に同じ地権者が所有する緑地がございまして、この緑地を 13 年度に国が創設をしていただきました緑地保全総合補助金を活用して、計画的に買入れを進めているところでございます。

こういったことから、鎌倉市域につきましては、この指定につきまして、指定の環境が整いつつあるものと認識をしております、今後具体的な手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

一方、逗子市域の名越切通し付近 6.8ha につきましては、その大部分が国の史跡として指定をされまして、公有地化が進められているところでございますが、それ以外の地域の地権者の理解を得ることが必要でありますので、現在、地元逗子市が地権者の説明に着手をしているという状況でございます。

いずれにいたしましても、私どもとしては、特別保存地区の早期の指定に向けまして、引き続き鋭意調整を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上で、本県における状況の報告を終わらせていただきます。

会長 続いて、奈良県からご説明をお願いしたいと思います。

奈良県 いまの資料の続きのページでございますが、奈良県における古都保存の現状について簡単にご説明させていただきます。

まず 1 番に現状をまとめさせていただいております。歴史的風土保存区域の指定状況でございますが、県下で 9 地区、6,024ha となっております、指定された区域は、奈良市、斑鳩町、天理市、橿原市、桜井市、明日香村となっております。

また、歴史的風土特別保存地区につきましては、19 地区、4,892.1ha ということで、これには明日香村の 2,404ha を含んでるということでございます。

(2) 行為申請の状況でございますけれども、平成 12 年度と 13 年度の数字を掲げております。新しいほうで平成 13 年度 9 月末現在の数字でございまして、届出件数が 70 件、許可申請件数が 99 件となっております。この 99 件に対しましては、許可件数が 79 件、20 件が不許可という形になっております。

また、(3) 土地の買入れでございますが、昭和 43 年度以来の累計といたしまして、平成 12 年度末の累計事業費が約 375 億円、国庫補助もいただきながらこういった買取りを積み重ねてまいりました。買入れ面積は約 204ha になっております。

2 番の今後の課題でありますけれども、まず 1 点目は事業費の拡大ということでございまして、買入れの申出が出ておりながら、買取りの事業費が追いつかないという状況がございまして、未処理面積が現在 40ha、事業費ベースで 73 億円になっております。

国庫負担金の最近の増額でありますとか、バブル崩壊の地価の下落によりまして、若干この状況は改善は見えておりましたところでありまして、この 2～3 年になりまして再び申出について増加が見られるような状況になっておまして、未処理案件に対する対応を適切に行っていくことが、引き続き重要な課題になってきたと思っております。

(2) 買入れ地の管理・活用の課題でございます。買入れ地は一般的には規模が小さく、

点在をしているものが多いということで、その管理・活用にあたりましていろいろな工夫がいる状況でございますが、草刈りでありますとか樹木の剪定などの管理を行っている状況でありますけれども、適切な維持管理が課題となっているかと思っております。

同時に、古都にふさわしい景観の創出にこれを積極的に役立てていくということのために、本日もご視察いただきましたように、草花を植えたり、明日香の里花園づくり事業、あるいは柵田を都市住民の農業体験の場として提供するといったような工夫をしておりますが、さらにいろいろな工夫について研究をしていく必要があるかと思っております。

次のページでございますが、3番で掲げておりますのは、第3次明日香村整備計画の推進でございます。本日つぶさにご視察いただきましたような明日香村の歴史的風土の創造的活用、そしてまた地域の活性化といったことを旨といたしまして、平成10年度から12年度にかけて、本分科会の前身にあたります歴史的風土審議会とその特別部会において熱心なご審議をいただきました。

その結果、歴史的風土の創造的活用を基本とする第3次計画を、平成12年度～21年度の10年間を計画期間として策定をさせていただいたわけでございます。その際に、国のほうからは予算制度面の改善につきましても多大なご理解、ご支援をいただいたわけございまして、その結果、全体事業費として331億円余りの総事業費を計上させていただきました。事業は昨年度から始めたばかりであります。県主体事業としてすでに本日もらんいただきました万葉文化館の整備も完了を見たということがありまして、基本的に県事業、村事業とも、円滑な推進を見ているという実情にあるかと思っております。

(2)に掲げております明日香村歴史的風土創造的活用事業でございますが、これは計画に計上されない事業につきまして、そこに掲げておりますような歴史文化学習の場の整備あるいは景観創出、地域産業振興、国民啓発などにつきまして、弾力的に対応し得る交付金として制度化されたものでございます。財源としては、国からは年間1億円、県から2,500万円、そして村負担金がここにございますような額を合わせもちまして、事業費として12,548.1万円という形になっております。これらをさらに有効に活用していくことによりまして、明日香村の歴史的風土の活用に関し、国、そして村ともしっかりと連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

簡単でございますが、以上で説明にかえさせていただきます。

会長 引き続きまして、京都市からお願いいたします。

京都市 京都市の古都保存の現状についてご説明を申し上げます。配付されております資料に沿って説明をさせていただきます。

京都市の古都保存法に基づきます歴史的風土保存区域といたしましては、昭和41年に約5,654haが当初の区域指定を受けました。その後、昭和44年と平成7年に追加指定と区域の一部拡大がございまして、現在全体で14区域、約8,513haが指定されております。

また、歴史的風土の保存上特に枢要な区域とされます歴史的風土特別保存地区といたしまして、昭和42年に約1,337haが当初の地区指定を受け、その後、昭和44年、昭和45年、平成8年に追加指定と地区の一部拡大がございました。今日では全体で24地区

約 2,861ha が指定をされております。

これらの歴史的風土保存区域や特別保存地区のほかに、風致地区といたしまして 17 地区 約 17,831ha、近郊緑地保全区域といたしまして 1 区域 約 3,333ha、また、緑地保全地区といたしましては 4 地区 約 238ha、自然風景保全地区といたしまして 6 地域 約 25,780ha を指定をしております。

京都市の歴史的風土は、これらの制度によりまして概ね良好な状態で守られていると考えております。

次に平成 12 年度の歴史的風土保存区域及び特別保存地区におけます行為申請についてでございますが、届出が 154 件、許可申請件数が 55 件、そのうち不許可件数が 13 件となっております。13 年度におきましては、9 月末現在で届出が 74 件、許可申請件数が 19 件、そのうち不許可件数が 3 件となっております。

土地の買入れにつきましては、昭和 42 年以来行っておりまして、平成 13 年 9 月末現在の延べ事業費は約 209 億円、買入れ面積の累計は約 182ha となっております。

次に本市の今後の課題についてでございますが、まず第 1 に、買入れ申出に対します未対応地についてでございます。平成 12 年度は 20 件 約 1.6ha、約 13 億円を、また、13 年度上半期につきましては 2 件 約 0.4ha、金額にいたしまして約 2.8 億円の買入れを行いました。平成 13 年 9 月末現在ではなお 29 件、面積にいたしまして約 20.5ha、金額にいたしますと約 39 億円の未対応地がございます。今後とも事業費の確保に向けてさらに努力をしてみたいと考えております。

第 2 に買入れ地等の凍結的保存からきめ細かな維持保全活用への展開についてでございます。先ほども申し上げましたように、維持管理に要します土地の面積は、寄付受納地を含めると約 191ha となっております。

しかし、維持管理の現状は、この広い買入れ地等の一部において除草、樹木の間伐、防災工事等を行っているにすぎません。管理地の約 90 % を占めます山林については、松林の衰退、また、落葉樹林から常緑広葉樹林への侵食等によります景観の変化が非常に顕著になってきております。こうしたことを防ぐために、適正な間伐をするなど、維持管理をさらに充実をさせていきたいと考えております。

また、買入れ地において歴史的風土の保存にふさわしい施設の整備も必要だと考えておりまして、すでに 4 ヶ所において、公園的な整備を行いまして、市民に開放しております。

その一例を写真で紹介をさせていただいております。資料の一番最後に、そのうちの 2 ヶ所についてつけておりますので、ご参考に見ていただければと思います。

この買入れ地の保全活用策といたしましては、施設整備ということで進めておるわけでございますけれども、平成 14 年度からは新たに小倉山地区で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、水田を中心といたしました田園景観が美しいとされております北嵯峨地域におきましては、地元農家の方々の理解及び協力が、歴史的風土の維持保全に不可欠でございます。京都市におきましても、農業用道路の整備と、歴史的風土の重要な要素でございます水田耕作の支援を行っておるところでございますけれども、水田耕作の維持継続にかかりますさらなる施策の具体化が求められているところでございます。



今後とも歴史的風土にふさわしい施設整備のあり方、また、土地利用のあり方等、皆さま方のお知恵を拝借しながら事業を進めてまいりたいと考えております。今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

会長 以上、ご説明いただいた内容、もしくは本日の現地視察に関して、委員の皆さまからご自由にご発言していただきたいと思います。どなたからでもけっこうですが、何かございましたら。

臨時委員 いまの説明の中で、土地の買入、これまでの実績と今後の課題のところ、用地単価があまり変わらなかったり、これは平均からいうとそんなに変わってないという、ずっと昔のバブル以前の単価も入ってるのかもわかりませんが、なぜこれからやるのがこれまでの単価と変わらないのか、もっと安くなっていったいいのではないのか、見込みの事業費としてどうなのかなというのが1点。

もう一点は説明の中にありました森林の管理をどうするかというので、いま山の草刈りとか、補正に入るとかいうのがありますけれども、それとの兼ね合いはこれにかかわってこないのかどうなのか。山の管理みたいなものをこれからの雇用との関係で補正に入れるとかの議論されてると思うんですけども、そういう金を入れて買入れ地の山の管理をしていくというふうなことに活用できるような道がないのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

京都市 京都市からご説明させていただきますけれども、まず土地の単価でございますけれども、買入れにあたりまして不動産の評価委員会にかけ、また、不動産鑑定士の鑑定を受けて用地を取得するということになってございまして、そのときの単価で買上げをしてるといことでございます。

今回、面積と金額を上げておりますけれども、この単価につきましては、昨年度等の単価を参考にして概算を上げている状況でございます。

森林の手入れですが、いま委員のおっしゃられましたように、不況対策ということで、11年度から今年度まで、3ヵ年でございまして、緊急雇用対策というのがございまして、京都市もこの予算をいただきまして、森林の間伐等に使用させていただいております。今後14年度から新たに3ヵ年、そういう予算措置がされると聞いておりますので、それについても活用していきたいと考えてます。

臨時委員 それは補助金みたいに出てるわけですか。

京都市 そうです。

臨時委員 市の財政からか、国の何かの補助金としてあるんですか。

京都市 臨時の分については国のほうから、京都府を經由して入ってくる仕組みになってございます。

奈良県 委員の言われたようなこと、私のところも研究をするように担当課に指示してるところで、緊急地域雇用創出特別交付金という、国からきてる交付金の制度を使って、古都保存整備事業を他方では進めながら、一方では限られた古都法の事業財源を、買取り地も待機案件も多い状況にございますので、何らかの両方にプラスになるようなことはできないだろうかというので研究をさせておりますけれども、この交付金というのは、特徴として、人件費に8割だったかを使うという事業を採択するように、こういう要件がありまして、同時に、土木建築工事系のものは対象にしないということがございまし

て、たとえば整備事業として、小屋を建てたり、休憩所を建てたりというのはできないわけですが、しかし、草刈りとか、間伐とか、修景のようなものは使えるはずだろうと思いますので、そういう形で工夫をしていきたいと思ってます。

神奈川県 神奈川県も全く同じでして、まだ国のほうから具体のお話ありませんし、ただ、いまのお話にありましたように、8割人件費だということになりますと、それをどういう仕組みでころがしていくのかな、その対象もどこを対象にするのかということで、まだ内部で検討段階でございまして、できればいまのような課題ございますから、活用できるものだったらそっちにもっていききたいなと考えております。

臨時委員 併せて、たぶんそれを実際にやる時には、森林組合か何かの調整がいると思うんです。森林組合と調整しながら、雇用をその場限りにせず、その間モラトリアム的に、草刈りはできるけれどもほかにあまり能力のない人を雇うわけですね、人件費として。その間に技術訓練で、ほかの雇用に使える人を養成する期間みたいな感じで調整してもらいたいんじゃないかなと思うんです。これは古都法の関係と全然違うんですけれども、枝打ちとか、下草刈りとか森林の管理を森林組合と協力してやってもらう。その間に被雇用者はほかの技術を習得するというふうな組み合わせを考えてもらったらどうかと思います。そうすると古都の保存もうまくいくしというようになりませんか。

奈良県 奈良県の場合は森林というよりは、里山的なところが多いんですけれども、いまのご指摘にぴったりかみ合うかどうかよくわからないんですが、基本的に一過性の雇用対策で終わらせてしまうということになると、対策期間が終わったあと何も残らないという現象があると思いますので、確かに人材育成なり、あるいは何らかのソフト的な仕組みがその対策を通じて残るとか、一過性でない何らかのものを、別のねらいをもってやるようにということで、古都法の分野だけじゃないんですけれども、この交付金についてそういうことが必要だという前提での検討をやっているんですけれども、たぶんほかの県も同じではないか、推測するに。

会長 ご検討いただきたいことだと思えます。

委員 一つはキトラでございしますが、こういう形で具体的に進展したのは、私もいろいろかかっておりましたので、大変うれしく思っております。

その際に、気になったことが1点ございまして、この公園の計画そのものは大変立派なものだと思いますが、この場所自体は高取町との境界線にございまして、現地の公園区域の検討する際も現地に行ってみました。現状ではあまり支障はないですけれども、将来ひょっとすると高取町側である程度建築あるいは工作物等が起きた場合に、キトラ公園のわりと重要な見える位置から、将来これがもし何か建ったりすると困るなという場所がございまして、古都区域そのものではございませんが、キトラ公園を整備したことと関連があると思いますので、国なり、県なりで、高取町のこの地域でのキトラ公園と合わせた風致景観の維持といえますか、いまこの地域の詳細な土地利用の規制の状況がどうなってるかわりませんが、一般論としましては、調整区域であったとしても、比較的いろんな土地利用も起きる可能性も制度上はあり得ますので、そのへんをぜひいろいろご検討をしていただければなと思います。これが1点です。

もう1点は、これは私が前回ご質問しまして、きょうお答えいただきましたが、鎌倉、逗子の特別保存地区の指定の点でございしますが、国もご支援いただいて、また、関係者

とも相談していただいて、なるべく早期の指定でぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ということで、これについてはその後こういう具体的なお話がありまして、ありがとうございました。

3番目でございますが、以前のときに明日香の検討してる際に併せて現地見せていただいて、気になった箇所ですけれども、きょう「平城遷都 1300 年に向けて」という大変立派なパンフレットがございまして、ちょうどこの場所にかからむのですが、いま大極殿の一带に、門を復元したり、庭園を整備したり、大変けっこうなことだと思っております。

この際に大変気になりましたのが、門のすぐそばに工場がございまして、区域でいきますと一部は古都区域に入っていて、一部は入っていないのか、そのへん図面からですと微妙でよくわからないんですけれども、このパンフレットを見ますと、南の端に見えてるのがかなり大きな工場でございます。

工場そのものですので、これは工場にとっては、水を使ってどうしてもここでなきゃいけないとか、そういう種類の工場ではないように見受けられました。したがって、適切な移転用地なり等々があれば、もともと工場ですので、移転は可能ではないか。そのへん今後 1300 年に向けて、2010 年ということでご検討されてるとしたら、この工場については何らかの検討をされてるのかどうか。非常に見える位置で、これがきれいに整備されるとまた大変すばらしい、おそらく大極殿と一体でいい場所になると思いますけれども、これについて、検討されてるかどうか教えていただければというのが 1 点です。

もう一つ、むしろ今後のこの分科会の課題になるかもしれませんが、飛鳥の池、庭園の部分について、キトラの次の段階で大変重要なものだろうと思いますが、これについては今後何らかの保全なり、あるいは一定程度復元できると、大変すばらしい財産になると思うんですが、これについては何らかのお考えがあるのかどうか、できれば現時点でのお考えなり、それぞれお答えになる方が違うかもしれませんが、教えていただければと思います。

会長 1、2 点はいいとして、大極殿のほうは何かされてるんでしょうか。

奈良県 まず委員が触れられたパンフレットですが、これはほかの委員ご存じない方もおられるかもしれませんので、補足しますと、西暦 2010 年が平城遷都の 1300 年目にあたる年でございますので、この年を一つの記念すべき年ということで、それをきっかけとする歴史・文化国際交流ゾーン、記念イベントを大きな二本柱とする記念事業をやりたいということで、現在その構想計画づくりを進めております。このパンフレットは 6 月時点で取りまとめ発表いたしました事業構想指針とあって、構想をご説明するためのパンフレットでございます。

一つ開いていただきますと、こういう絵が出てまいりまして、そこに基本的な目的だとか、テーマだとか、シンボル、事業コンセプトが書いてあります。さらに横長に開いていただきますと、真ん中から左半分はイベントの事業コンセプトとして、「歴史との出会いの創出」「日本人の心の再発見」「新しい文化・芸術・技術の創造」アジア的な資源を活かしたということですのでけれども、「国際交流と貢献」ということで、古都・奈良ではの国際性を活かした、国際社会との関係を国が築くときにお役に立てるような性

格づけ、という4つの記念イベントのコンセプトを立てております。

一方、真ん中から右側がゾーン整備のコンセプトで、この柱は大きく2本で、「奈良の風土にふさわしい魅力空間の形成」「大交流都市・奈良にふさわしい都市機能の形成」、魅力空間の内容としては、平城宮跡地区は第一次大極殿院を2010年まで復元することを目指すとともに、それを歴史体感、文化・芸術、国際交流の拠点機能をもった魅力空間として育てていきたい、こういう方向づけでございます。この具体化はこれからいろいろと検討するところでございます。

ちなみにこの魅力空間は、パンフレットにも記載がありますように、平城宮跡地区のみならず、平城京区域、現在の奈良市、大和郡山市に該当しますが、それから全県エリアということで、これは飛鳥、藤原京などとも全体につながった一つの空間的なものに、最終的には向かっていく、そういうことへ向けて取り組みをしてきたい。

ちなみにこういうゾーン整備は10年ではとてもできませんので、2010年にすべてが終わるとは考えておりませんが、数十年先までの長期的な目標を最終的にきちんと方向づけしまして、その中で特に象徴的な部分であるとか、モデル的な意味をもつものを2010年までにつくろう、こういう考え方で計画をつくりたいと思います。

いまお尋ねがございましたのは、平城宮跡の朱雀門の門前にある化学工業の工場があるんですが、この写真で先生お触れになられたように、近鉄線が斜めに線路が走ってて、その南側に朱雀門が見えております。その前が朱雀大路で、その左端に少しかかっていることをおっしゃってるんだと思います。

これは実は奈良市さんが朱雀大路復元整備計画というのをもっておりまして、その事業の一環で、奈良市東部に移転地を造成しまして、そちらに移転する話まで決まっておりますけれども、その会社の経営状況とかがいろいろ複雑にからみまして、移転話が一度白紙に戻ったということで、今日に至ってる状況でございます。

これについては、今後どのようにやっていくのか、まさに課題だと思っております、この事業計画の具体化の際にはその答えがあるであろうということの中で、奈良市とよく協議して、どのように方向づけるかを見定めてまいりたいと思っております。

もう1点、飛鳥京苑池遺構についてもお尋ねがあったわけですが、これは第3次明日香村整備計画の中でも書いてありますが、飛鳥京苑池遺構などの新しい発見に対応しまして、今後そういったものを整備していくんだという方向づけを、本日クリーム色の表紙のリーフレットでお配りされた中にも付言しているかと思っております。

たとえばこのリーフレットの9ページの3の(1)の最後の5行の段落、「飛鳥池工房遺跡、飛鳥京苑池遺構、酒船石遺跡の亀形石造物など新たに発見されたところである。これについてはその保存とともに創造的活用の観点から、身近に親しめるような環境整備を図る。」方向づけとしてはこのように記述しておるんですが、このときにも歴風審にご説明させていただいたんですけれども、具体の事業としましては、もう少し発掘をやっていきませんか、全体像がどうなってるかということで、将来の活用をどのような形で行えるかが詳細に現段階では確定できないということで、方向づけのみの記述にとどめまして、具体の詳細な事業計画は今後の発掘調査を待って、関係機関ともご相談しながら、しっかりとした方向づけをしていくという考え方でございます。

会長 キトラ古墳について、高取町とお話もいろいろとされてるわけですね。

奈良県 キトラ古墳ですけれども、隣接する高取町区域は市街化調整区域でありまして、そういう意味では基本的には市街化抑制の方向では色塗りがなされているものの、確かに言われたように、完全かということ、そうではないということかと思えます。このあたりについては、都市計画制度の運用の中でどういう工夫ができるのか、研究をしていく必要があるかと思っております。

委員 いろんな見え方とかで大変重要な場所があるようでしたら、場合によっては、国なり、特段の配慮で補助をして、都市公園としてそこを確保するとか、民有地のままですと、私有権をただキトラ古墳から見えるからしぼるというのは無理だと思うんです。ですから将来にわたってということだと、重要な場所は、キトラ古墳の整備からするとごく小さな部分だと思いますが、地元の地権者にとってはまさに個人の財産ですので、何らかのそういうことを含めて、併せて今後の整備との関連でぜひご検討いただく。それはまさに、考えてみるとちょっと無理だと思いますので、国とか、県なり、積極的にぜひお考えいただきたいと思えます。

事務局 いまの委員のご意見ですけれども、古都法で対応するとなるといろいろ難しい面もあるというか、いろいろ議論したうえで対応することになるかと思えますが、既存の公園制度とか、活用できるものは、県とかまちとかと相談して活用させていただきたいと思っております。

委員 3点お伺いしたいと思います。まず第1点は、買入れのときに、先ほど買入れ委員会と不動産鑑定士でやっておられるというお話だったと思えますけれども、たとえば明日香村のような状況の中だと、制限がかかっている土地としてそこに存在してるわけで、それをどういうふうに評価するのか、たとえば橿原市にあると想定して評価するのか、どういうふうに評価しておられるのか、そのへんのご苦勞の面を多少教えていただきたいということです。

第二点は、規制区域内での許可申請で、許可された件数と不許可になった件数のご紹介があったんですが、不許可になったものにどういうものがあるのか、全部は無理だと思うんですけれども、典型的なものを教えていただければと思えます。

第三点目は、先ほど奈良県の第3次明日香村整備計画の推進というところで、県主体事業と村主体事業に分かれて書かれていたようですが、これは単にお金だけの問題で、事業としては一つでやってるのか、それとも役割分担があるのか、ということをお聞かせいただきたいと思えます。

奈良県 県主体事業、村主体事業というのは、役割分担というのは、基本的には国庫補助事業をできるだけ活用してやるということをおっしゃると、単独財源のみで事業を行いますと、財源確保上著しい制約が生じますので、そういう意味では国庫補助制度のメニューとしまして、国の仕組みが使えるものをうまく組み合わせて、最終的な計画に練り上げるということの中で、たとえば県道事業なり村道事業という形で、自ずと県と村の役割分担がついてくるという形ででき上がっているというふうに申し上げられるかと思えます。

奈良県 土地の買入れの価格についてというご質問でございましたけれども、価格につきましては基本的には古都法の施行規則におきまして、土地買入れ価格の算定ということで、買入れする土地の近傍類似の価格等考慮して算定した価格ということで、不動産

鑑定士、そのほか土地の鑑定評価についての知識を有する者に評価させるという基本がございまして、これに沿ってやってるわけでございますけれども、先ほどおっしゃいましたような、規制がかかっている状態であるということになりますと、ほとんどそういう取引の例等がないわけですが、こういったところにつきましては、宅地並の鑑定ということの基本にして見ていただくことになっております。

委員 そうすると、現在も畑やたんぼだった場合には、かなり高く評価されると思うことでしょうか。

奈良県 それは鑑定の手法としまして、そういった土地利用を行うということを前提した場合どういった価格になるか、これが評価の基準になってまいりますので、そういう意味での宅地並の評価ということでございます。

委員 きょう橿原市の宅地化の状況も見ただけですが、あれぐらいと考えて土地を評価するという感じになるのでしょうか。つまりここも宅地開発ができると想定したときに幾らぐらいになるかというふうに評価する。

奈良県 そうですね。宅地として開発する場合にどういった価格が算定されるか。

会長 不許可の例は。

委員 どういう場合は不許可になって、どのへんが問題になってるのかを知りたいだけです。できたら難しいほうの事例を教えていただくと参考になります。

奈良県 申請等は、行為申請、建築物の建築でありますとか、工作物でありますとか、木竹の伐採、土地形質の変更といったものの行為をする場合に許可申請が必要になってまいります。その場合に、一定の基準が定められておりますので、その範囲内で判断することになるわけですが、基本的に、飛鳥の場合でしたら、1種の特別地域につきましては、原則的には現状凍結でございますので、現在すでに建っておる建物等の建て替えといったもの以外については、農作業小屋程度のものしか認められないということになりますが、2種の場合はある程度新築についても、一定風土景観と合致すればできるといった基準になっております。

その基準に照らして判断してるわけですが、実際に申請される場合に、現在不許可になっているのが多いものとしましては、市街地に近いところに、お昼に申し上げたような、資材置場を設けたりといったときに、土地形質に変更を伴うような場合、川なりを埋め立てて資材置場にするとかいった場合になりますと、現在の許可基準では認められないことになっておりますので、そういったものについては不許可にせざるを得ないということでございます。

ただ、形質の変更を伴わないで、単に平地になってるところに資材を置くとか、建物等がある敷地の中で資材置場なりをやるとかといったことについては、許可を要する行為ではありませんので、こういったものは事実上は実施ができます。

事務局 古都法の関係政令の18ページに、特別保存地区内の行為の許可基準というのが定めてございまして、これに照らし合わせながら、許可できるか、できないかということを判断しております。

会長 ほかに委員の皆さまからぜひというご意見ございますでしょうか。

特にご質問、ご意見ございませんでしたら、時間もまいりましたようですので、本日の審議はここまでにしたいと思っておりますが、ここで国土交通省から一言ご挨拶いただ

きたいと思います。

審議官 きょうは奈良の地まで遠路お運びいただきまして、本当にありがとうございました。天気がちょっと悪かったので、十分現地を歩いていただけなくてということもありましたけれども、おかげさまでそれなりに霧に包まれた飛鳥のいい風景を見れたかなと思っております。きょうもまた審議会で十分ご議論いただきまして、いろいろいいご示唆もいただきましたので、今後の施策に活かしていきたいと思っております。

今日はどうもありがとうございました。

会長 ありがとうございました。

ここで事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

事務局 本日は現地視察及び審議、まことにありがとうございました。次回以降につきましては、後日、高階会長とご相談のうえ、皆さま方の都合をお伺いして決定させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。長時間にわたりまして、現地視察とご審議いただき、まことにありがとうございました。第2回歴史的分科会を閉会させていただきます。

閉 会